
公共施設等総合管理計画

【令和3年度版】

令和4年3月

総 社 市

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画の改訂について	1
1 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	1
3 対象施設	2
4 計画期間	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1 公共建築物の状況	4
(1) 延床面積	4
(2) 築年別整備状況	6
2 インフラ資産の状況	7
(1) 道路整備状況	7
(2) 橋りょう等整備状況	7
(3) トンネル等整備状況	7
(4) 上水道の整備状況	7
(5) 下水道の整備状況	7
3 総人口及び年代別人口の今後の見通し	8
(1) 人口の推移	8
(2) 人口の将来展望	9
4 財政の状況	10
(1) 歳入の推移	10
(2) 歳出の推移	11
(3) 投資的経費の推移（平成22年度～令和2年度）	12
(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成27年度～令和元年）	13
5 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み	14
(1) 対象とした個別施設計画	14
(2) 公共建築物全体	14
(3) 公共建築物に係る個別施設計画	16
(4) インフラ資産に係る個別施設計画	18
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
1 現状や課題に関する基本認識	21
(1) 財務	21
(2) 品質	21
(3) 供給	21
2 公共施設等マネジメントの基本方針	22
(1) 持続可能な財政運営	22
(2) 品質の維持・向上	23
(3) 適正な供給管理	23
3 目標の設定	24

(1) 公共建築物の管理目標について.....	24
(2) インフラ資産の管理目標について.....	24
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	25
(1) 全庁的な取組体制.....	25
(2) 情報管理・共有方策.....	25
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	26
(1) 点検・診断等の実施方針.....	26
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	26
(3) 安全確保の実施方針.....	26
(4) 耐震化の実施方針.....	26
(5) 長寿命化の実施方針.....	26
(6) ユニバーサルデザイン化.....	26
(7) 脱炭素化の推進に関する方針.....	26
(8) 統合や廃止の推進方針.....	27
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	27
6 PDCA サイクルの推進方針.....	28
(1) マネジメントサイクルの形成.....	28
(2) 本計画の検証.....	29
(3) 財政側面からのマネジメント支援について.....	29
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	30
1 拠点を勘案した公共建築物の再配置について.....	30
2 公共建築物について.....	30
(1) 市民文化系施設.....	30
(2) 社会教育系施設.....	31
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	31
(4) 学校教育系施設.....	32
(5) 子育て支援施設.....	32
(6) 保健・福祉施設.....	33
(7) 行政系施設.....	33
(8) 農業系施設.....	34
(9) 公営住宅.....	34
(10) 公園.....	34
(11) 供給処理施設.....	35
3 インフラ資産について.....	35
第5章 計画の推進に向けて.....	36
用語の解説.....	37

第1章 公共施設等総合管理計画の改訂について

1 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

我が国においては、高度経済成長期を中心に整備された公共建築物やインフラ資産が、今後、更新時期を迎えるなか、早急に公共施設等の全体状況を把握し、老朽化対策の実施や財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが全国的に必要となっています。

総社市（以下「本市」という。）においても、施設の多くは老朽化が進行しているほか、財政面を見てみると、長期的には人口減少による市税収入の減少、高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などの要因による財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共建築物等の更新費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題となっています。

このような状況の中、平成 26（2014）年 4 月、国は、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請するとともに、平成 29（2017）年 3 月、「公共施設等総合管理計画」の下位計画となる「個別施設の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を要請し、さらに、平成 30（2018）年 2 月、「個別施設計画」を踏まえて、「公共施設等総合管理計画」の不断の見直しを行うことを要請しています。

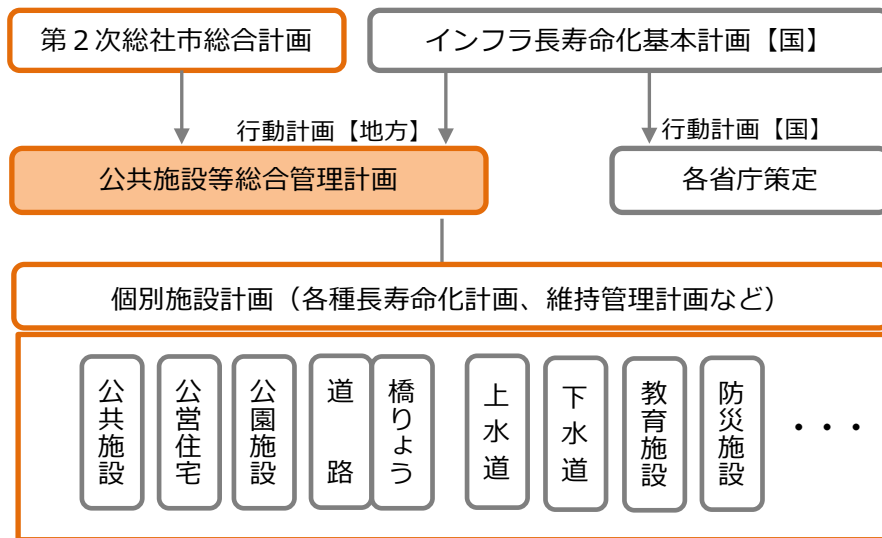
このような背景を踏まえ、「公共施設等総合管理計画 2022 年度版」（以下「本計画」という。）は、本市が、平成 29（2017）年に策定した「公共施設等総合管理計画」（以下「本計画初版」という。）を改訂し、将来にわたる課題等を把握するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について検討し、持続可能なまちづくりを市民とともに実現していくために策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成 30（2018）年 2 月 27 日総務省）に基づき策定するものです。

また、本計画は、「第 2 次総社市総合計画」で定める本市の将来像や既存の個別施設計画及び関連する諸計画との整合を図るものとしします。

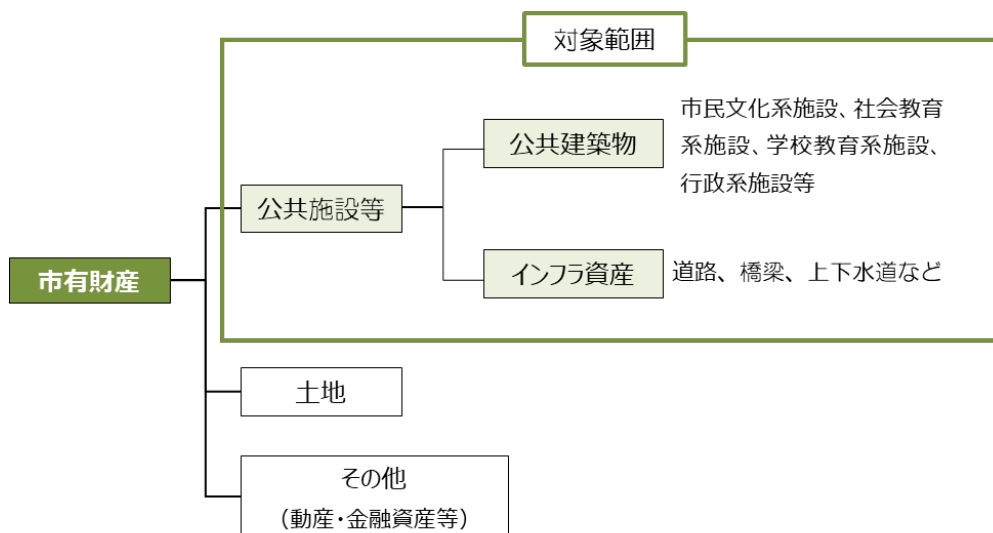
図表 1.2.1 本計画の位置づけ



3 対象施設

本計画は、庁舎、学校など公共建築物 362 施設（764 棟）と、道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ資産を対象としています。

図表 1.3.1 対象施設等



図表 1.3.2 公共建築物の内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
普通会計	市民文化系施設	集会施設	44	100	20,146
		文化施設	3	7	5,291
	社会教育系施設	図書館	1	2	1,947
		博物館等	7	17	3,990
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	29	14,720
		レクリエーション施設・観光施設	19	35	8,083
	学校教育系施設	学校	19	130	86,214
		その他教育施設	1	3	4,005
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	20	44	14,721
		幼児・児童施設	12	14	1,755
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	10	19	8,281
		障害福祉施設	1	1	111
		保健施設	2	2	1,823
		その他社会福祉施設	4	8	2,813
	行政系施設	庁舎等	6	26	9,588
		消防施設	83	90	6,116
		その他行政系施設	4	4	360
農業系施設	農業施設	11	19	1,341	
	農業水利施設	37	37	1,006	
公営住宅	公営住宅	16	96	17,247	
公園	公園	28	43	1,267	
供給処理施設	供給処理施設	2	3	832	
その他	その他	26	35	5,656	
計			362	764	217,314

※市資料：令和2（2020）年4月1日時点

公共施設等の現況分析は、普通会計の施設を対象に行う。

全体の延床面積は、四捨五入の関係で分類毎の延床面積の合計と合致しない。

4 計画期間

本計画の計画期間は、本計画初版と同様に平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの40年間とします。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の状況

本計画で対象としている公共建築物 362 施設（普通会計に該当）の延床面積は約 217,314 m²（令和2（2020）年4月1日時点）で、市民一人当たり（69,611人：令和4年3月末住民基本台帳人口）床面積は 3.12 m²となっています。

（1）延床面積

建物の内訳では、学校施設が約 42%を占め、これに市民文化施設の約 12%、スポーツ・レクリエーション施設の約 11%が続いており、これらで全体の過半数（約 64%）を占めています。このことから、これら施設は、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます。

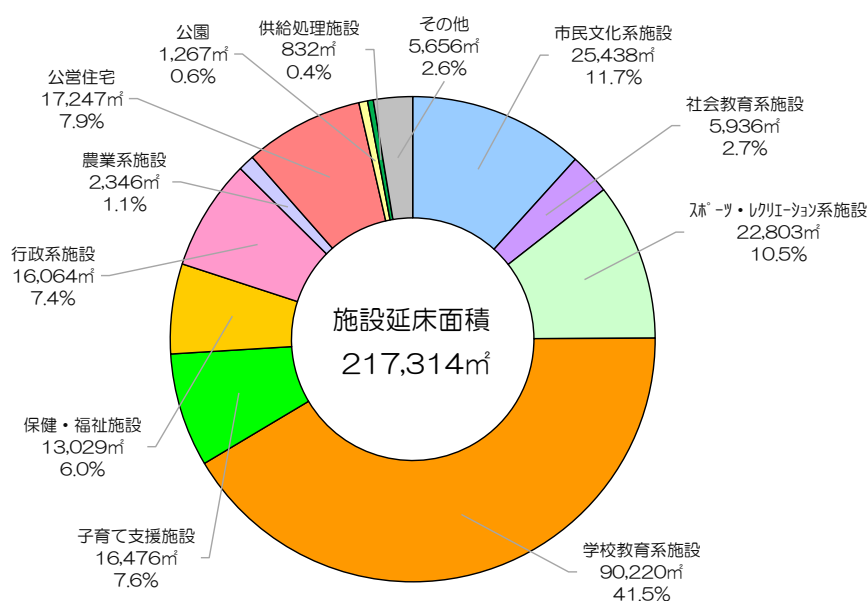
また、築 30 年以上を経過している施設が全体の約 65%を占めており、老朽化が進んでいることが伺えます。

図表 2.1.1 公共建築物の分類別状況：令和2（2020）年4月1日時点

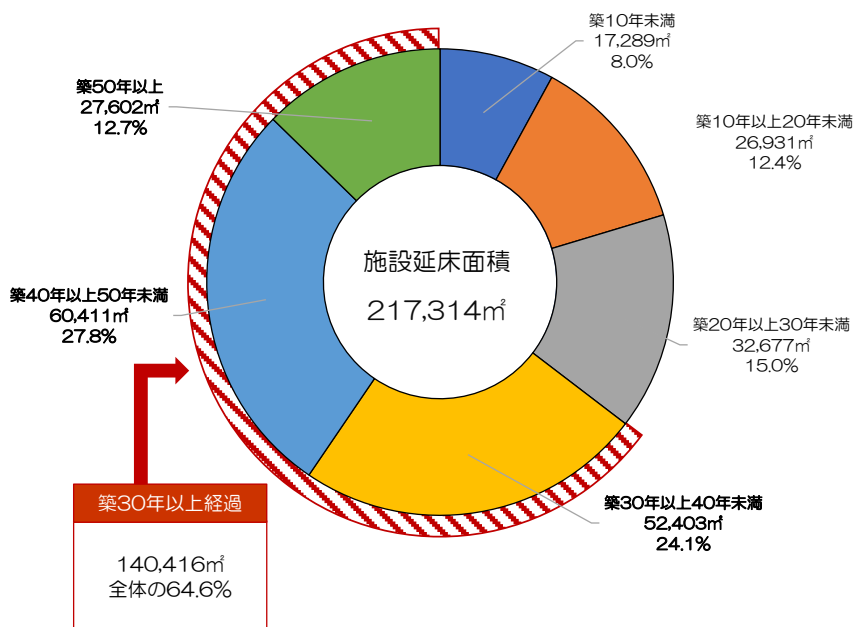
■延床面積：217,314 m²（普通会計）

構成比	棟数	施設大分類	延床面積	構成比
14.0%	107棟	市民文化系施設	25,438m ²	11.7%
2.5%	19棟	社会教育系施設	5,936m ²	2.7%
8.4%	64棟	スポーツ・レクリエーション系施設	22,803m ²	10.5%
17.4%	133棟	学校教育系施設	90,220m ²	41.5%
7.6%	58棟	子育て支援施設	16,476m ²	7.6%
3.9%	30棟	保健・福祉施設	13,029m ²	6.0%
15.7%	120棟	行政系施設	16,064m ²	7.4%
7.3%	56棟	農業系施設	2,346m ²	1.1%
12.6%	96棟	公営住宅	17,247m ²	7.9%
5.6%	43棟	公園	1,267m ²	0.6%
0.4%	3棟	供給処理施設	832m ²	0.4%
4.6%	35棟	その他	5,656m ²	2.6%
100%	764棟	総計	217,314m ²	100%

図表 2.1.2 公共建築物の分類別延床面積：令和2（2020）年4月1日時点



図表 2.1.3 施設経過年数の比率：令和2（2020）年4月1日時点



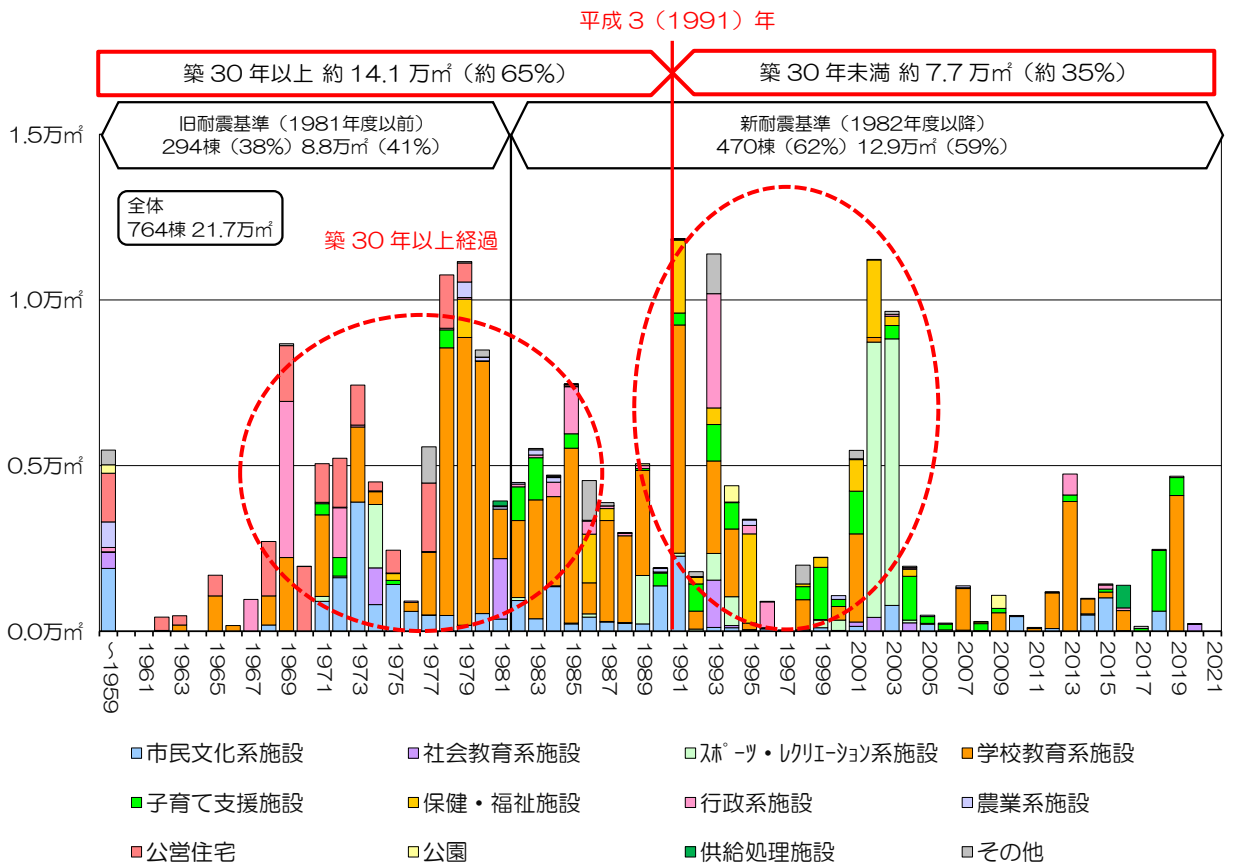
(2) 築年別整備状況

公共建築物（普通会計）の築年別整備状況では、昭和 28（1953）年頃から建築量の増加が始まり、昭和 44（1969）年～昭和 61（1986）年にかけて整備の集中が見られます。また、平成 3（1991）年～平成 15（2003）年にかけても整備の集中が見られます。

昭和 44（1969）年～昭和 61（1986）年にかけて整備された建物は、築 35 年～52 年を迎えることになり、老朽化対策の必要な建物が多数存在することが分かります。

築年数で見ると築 30 年以上の建物の延床面積が半数以上（約 65%）を占めており、本計画の計画期間内（40 年間）には確実に更新（建替え）時期を迎えることとなります（図表 2.1.3 参照）。

図表 2.1.4 公共建築物の築年別整備状況：令和 2（2020）年度末時点



2 インフラ資産の状況

(1) 道路整備状況

道路については、1級（幹線）市道実延長が93,932m（道路部面積695,816㎡）、2級（幹線）市道実延長が94,258m（道路部面積473,912㎡）、その他市道実延長が910,217m（道路部面積3,550,796㎡）、自転車歩行者道実延長が73m（道路部面積203㎡）で総実延長は1,098,407mとなっています。今後は舗装の維持費が増大することが予測されるため、計画的に点検や補修を行う必要があります。

※道路施設現況調査（令和元年度）

(2) 橋りょう等整備状況

総社市が管理する道路橋りょうは、橋長15m以上が60橋、橋長15m未満が753橋の計813橋あり、3橋の横断歩道橋と3基の大型カルバート及び2基のシェッドがあります。その多くは高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加し、老朽化による安全性の低下や補修・架替えなどの維持費が増大することが予測されています。

(3) トンネル等整備状況

総社市が管理するトンネルは、「滝の端隧道」の1本です。建設から38年が経過していることから今後、老朽化による安全性の低下や補修などの維持費が増大することが予測されています。

(4) 上水道の整備状況

上水道管については、昭和30（1955）年度から整備が行われ、令和2（2020）年度末の整備状況は導水管延長9.29km、送水管延長37.21km、配水管延長641.16kmで総整備延長は687.66kmとなっています。

現在、耐用年数40年を超える管については、随時更新を行っています。

(5) 下水道の整備状況

公共下水道事業は、昭和47（1972）年度から整備が行われ、令和2（2020）年度末現在の整備状況は総延長246kmで、汚水管243km、雨水管3kmとなっています。

農業集落排水事業は、昭和56（1981）年度から整備が行われ、令和2（2020）年度末現在の整備状況は総延長88kmで、全てが汚水管となっています。

特定環境保全下水道事業は、平成10（1998）年度から整備が行われ、令和2（2020）年度末現在の整備状況は総延長15kmで、全てが汚水管となっています。

以上、合計総延長は349kmとなり、本計画の計画期間中（40年間）には、そのほとんどが耐用年数（50年）を迎えることになり、計画的な維持更新が必要です。

3 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本市の総人口は、国勢調査によると平成 2（1990）年の 61,459 人から平成 17（2005）年まで増加傾向にあり、平成 22（2010）年に一旦減少するものの、令和 2（2020）年にかけて再び増加し、同年には、69,030 人となっています。このように過去最大人口を更新し続けている要因は、本市の地理的環境と市が実施してきた独自施策の効果と考えられます。

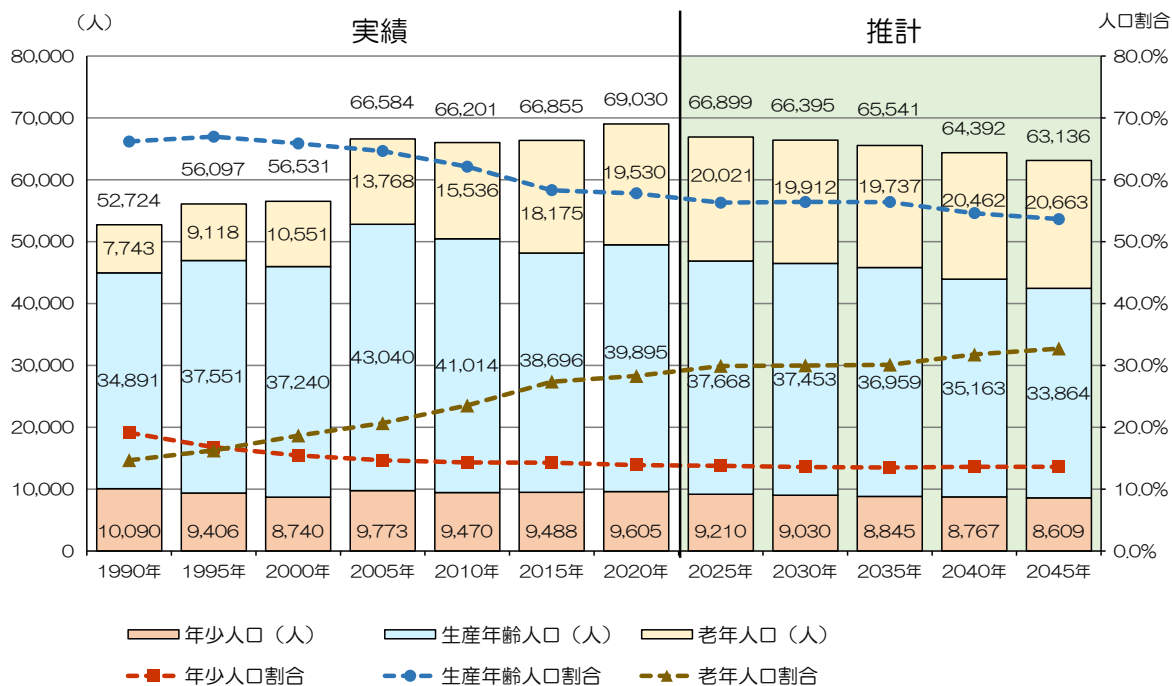
一方で、少子高齢化が確実に進展しており、平成 2（1990）年から令和 2（2020）年にかけて、0～14 歳（年少人口）の割合は 19.1%から 13.9%に、15～64 歳（生産年齢人口）の割合は 66.4%から 57.8%に減少し、65 歳以上（老年人口）の割合は 14.5%から 28.3%となっています。

令和 2（2020）年以降の将来推計値¹においてもその傾向は顕著であり、人口減少問題に対し、効果的な施策を展開していかなければならないことは明らかです。

図表 2.3.1 人口の推移

総社市 33208 区分	実績							推計				
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	61,459	65,437	66,201	66,584	66,201	66,855	69,030	66,899	66,395	65,541	64,392	63,136
年少人口（人）	11,745	11,033	10,308	9,773	9,470	9,488	9,605	9,210	9,030	8,845	8,767	8,609
生産年齢人口（人）	40,786	43,812	43,544	43,040	41,014	38,696	39,895	37,668	37,453	36,959	35,163	33,864
老年人口（人）	8,928	10,570	12,349	13,768	15,536	18,175	19,530	20,021	19,912	19,737	20,462	20,663
年少人口割合	19.1%	16.9%	15.6%	14.7%	14.3%	14.3%	13.9%	13.8%	13.6%	13.5%	13.6%	13.6%
生産年齢人口割合	66.4%	67.0%	65.8%	64.6%	62.1%	58.3%	57.8%	56.3%	56.4%	56.4%	54.6%	53.6%
老年人口割合	14.5%	16.2%	18.7%	20.7%	23.5%	27.4%	28.3%	29.9%	30.0%	30.1%	31.8%	32.7%
年齢3区分別人口計	61,459	65,415	66,201	66,581	66,020	66,359	69,030	66,899	66,395	65,541	64,392	63,136
総人口との差分(年齢不明)	0	22	0	3	181	496	0	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。



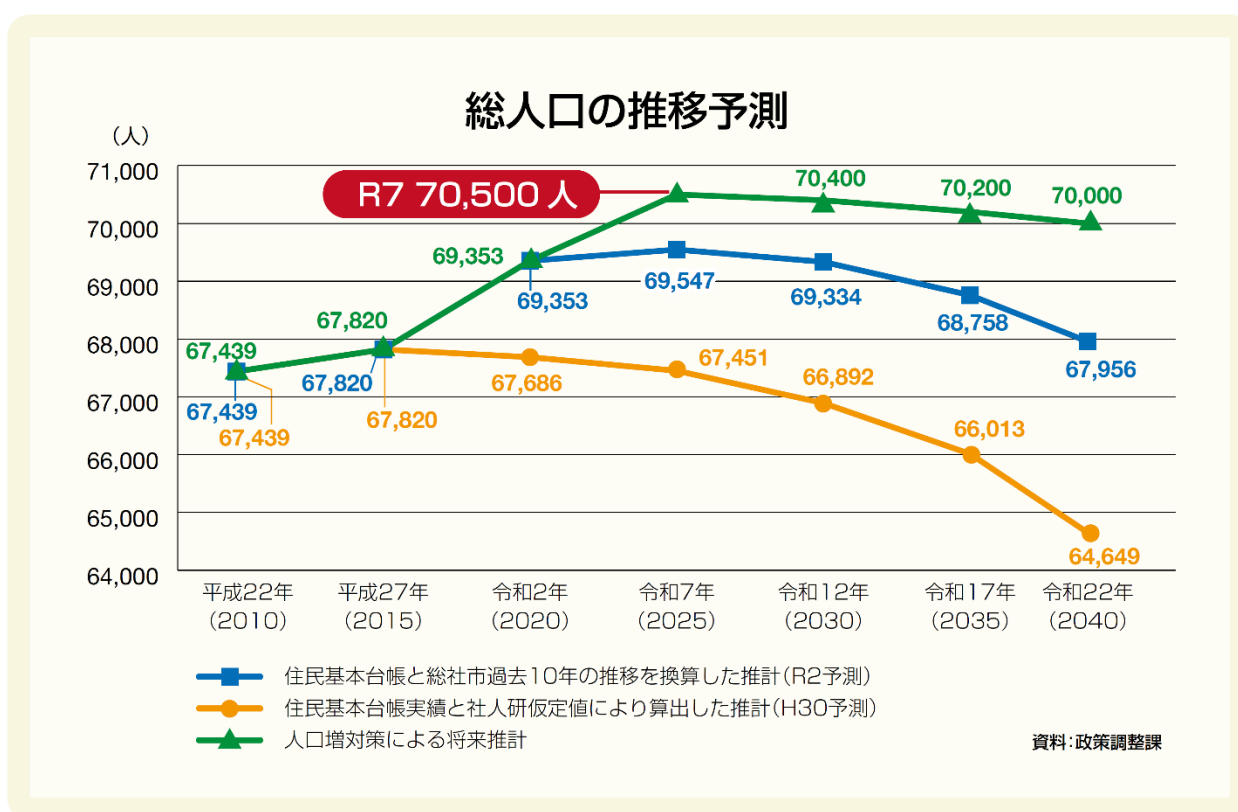
¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」：平成 30（2018）年

(2) 人口の将来展望

本市は、平成28(2016)年から第2次総社市総合計画で「岡山・倉敷と並ぶ新都心総社～全国屈指の福祉文化先駆都市～」という将来都市像を掲げてまちづくりを進めてきました。令和3(2021)年度からの後期基本計画では、将来都市像の実現のため「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」を目指して、まちづくりを進めていきます。

まちづくりを実施していく中では、目指すべき将来の姿として、①自然動態による人口減少の緩和、②社会動態の情勢を左右する若者世代の確保、③住みたくなるまちづくりの実践、を基軸としながら、令和7(2025)年に推移予測されている69,547人²に対して953人増加した人口推移予測70,500人を将来の人口展望として、事業を実施していきます。

図表 2.3.2 総人口の推移予測



² 住民基本台帳ベースの値

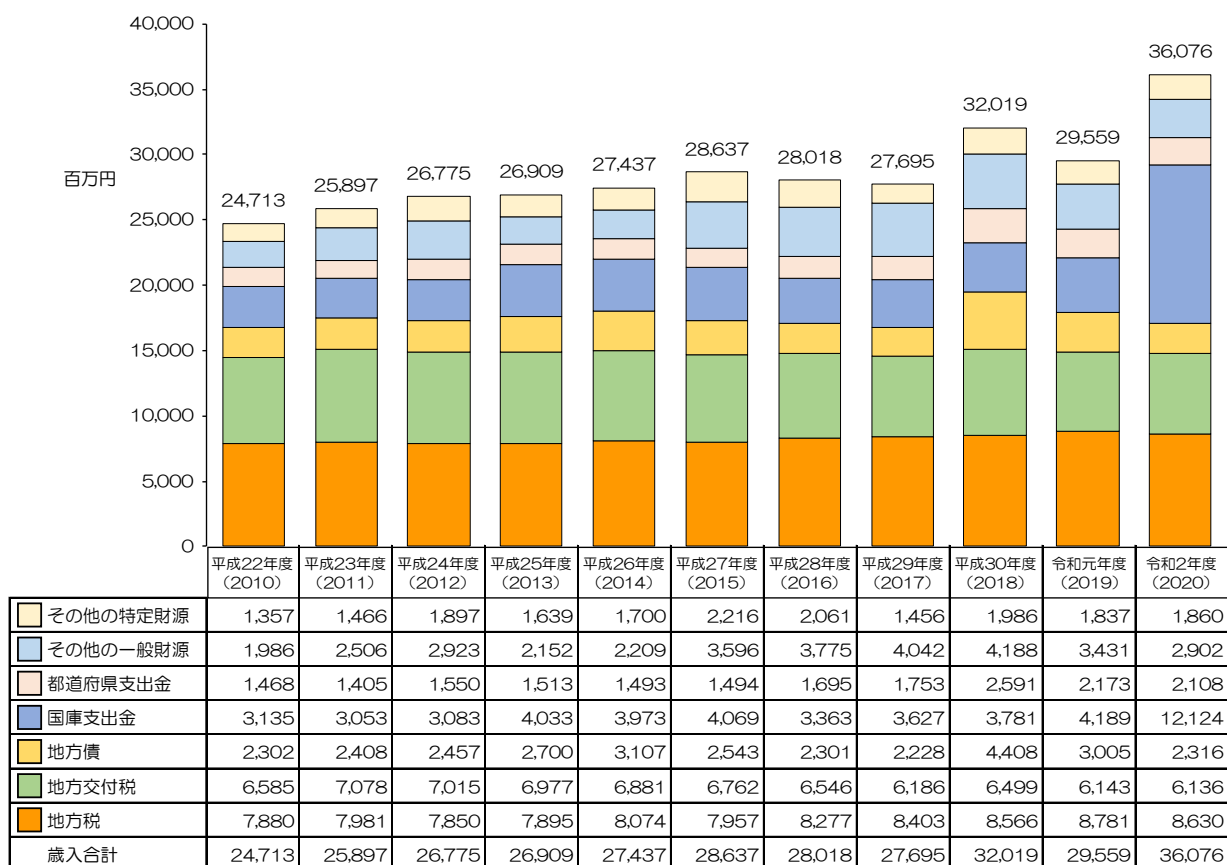
4 財政の状況

(1) 歳入の推移

普通会計の歳入総額は、平成 22（2010）年度の約 247.1 億円が、令和 2（2020）年度決算では約 360.8 億円（1.46 倍）で、とりわけ令和 2（2020）年度は、前年度に比べて約 65.2 億円もの増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

自主財源の根幹である地方税（市税）については、約 78.5 億円から約 87.8 億円で推移しており、現時点では増加傾向ではあるものの、中長期的には、生産年齢人口の減少などにより市税の減少が想定されます。また、同様に地方交付税についても現在より減少することが見込まれます。

図表 2.4.1 普通会計の歳入決算額（平成 22 年度～令和 2 年度）



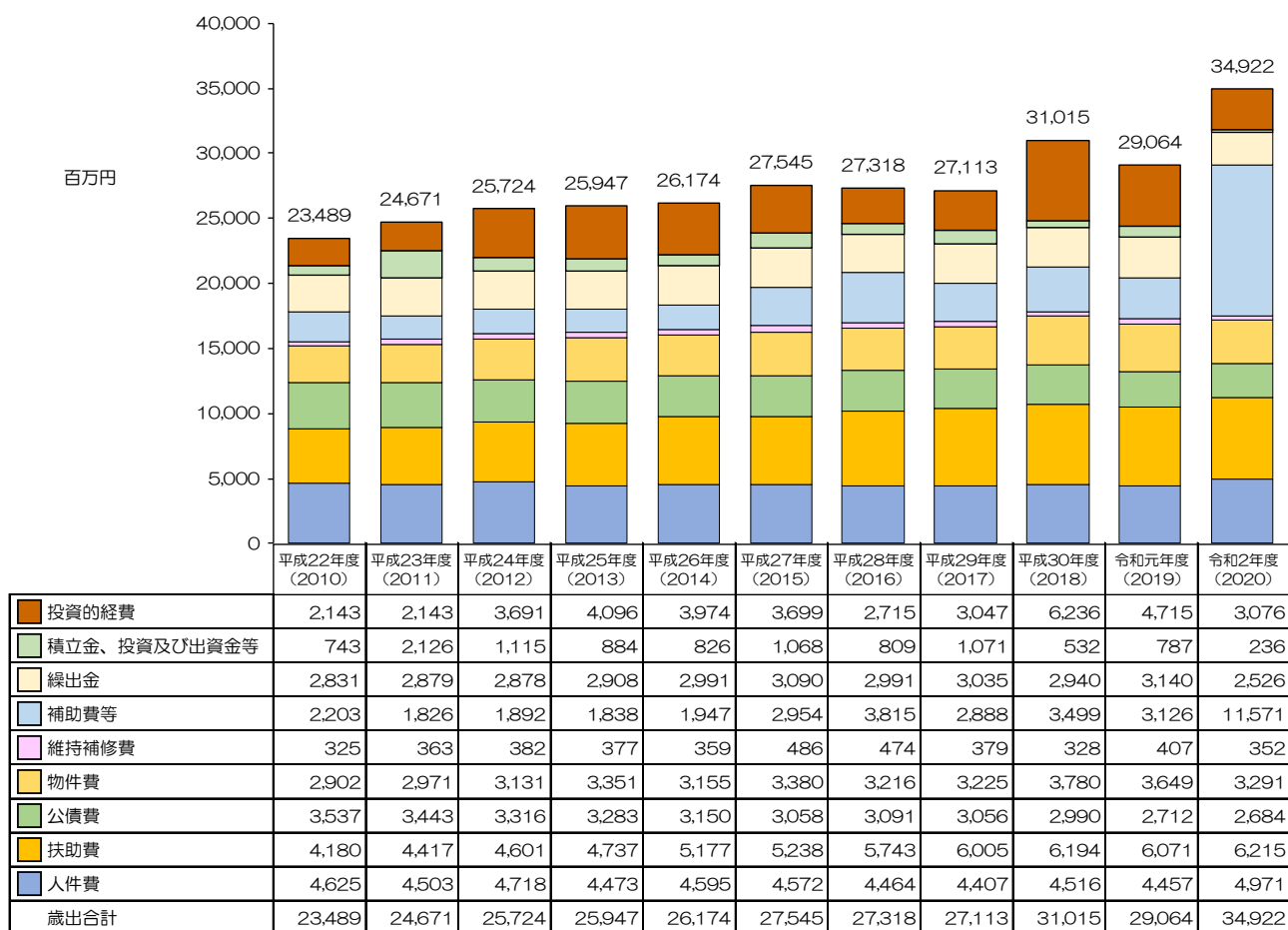
(2) 歳出の推移

普通会計の歳出総額は、平成 22 (2010) 年度の約 234.9 億円が、令和 2 (2020) 年度決算では約 349.2 億円 (1.49 倍) で、歳入と同様に令和 2 (2020) 年度は、前年度に比べて 58.6 億円の増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、市民生活、地域経済への支援対策経費の増大等によるものです。

一方、義務的経費 (人件費、扶助費、公債費の合計) については、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。投資的経費 (公共施設の新設・改修等整備に要する経費) については、平成 30 (2019) 年度がピークで約 62.4 億円 (災害復旧事業関連など) となっており、これに令和元 (2019) 年度の約 47.2 億円が続いていますが、これ以外は約 21.4 億円から 41.0 億円で推移しています。

今後、扶助費は、高齢化の進行に伴いさらに増加していくものと考えられます。また、令和 4 (2022) 年度以降、新庁舎の建設工事が本格化するとともに、公共施設等インフラ設備の老朽化対策の更なる増大、大型事業に係る地方債の償還が開始となる等、引続き厳しい財政運営が見込まれます。

図表 2.4.2 普通会計の歳出決算額 (平成 22 年度～令和 2 年度)

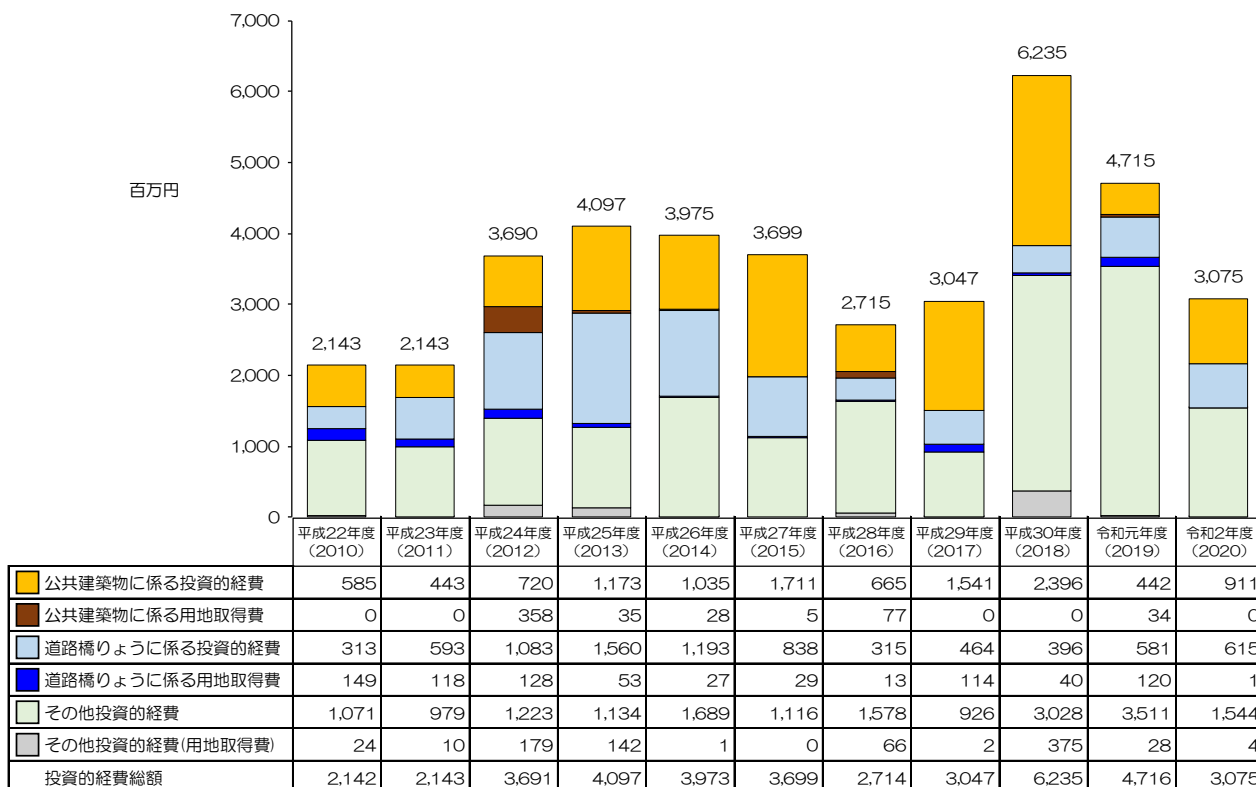


(3) 投資的経費の推移（平成22年度～令和2年度）

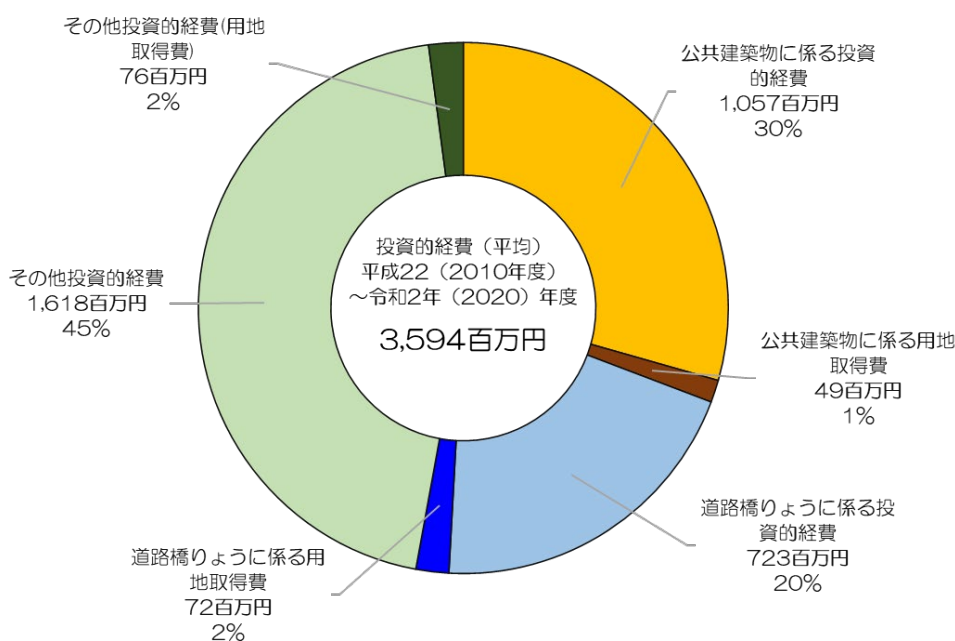
公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去11年間の平均投資額でみると、約10.6億円となっています。これは、投資的経費全体の約30%となっています。

なお、「その他投資的経費」には、災害復旧事業関連の事業費が含まれています。

図表 2.4.3 一般会計の投資的経費の推移（平成22年度～令和2年度）



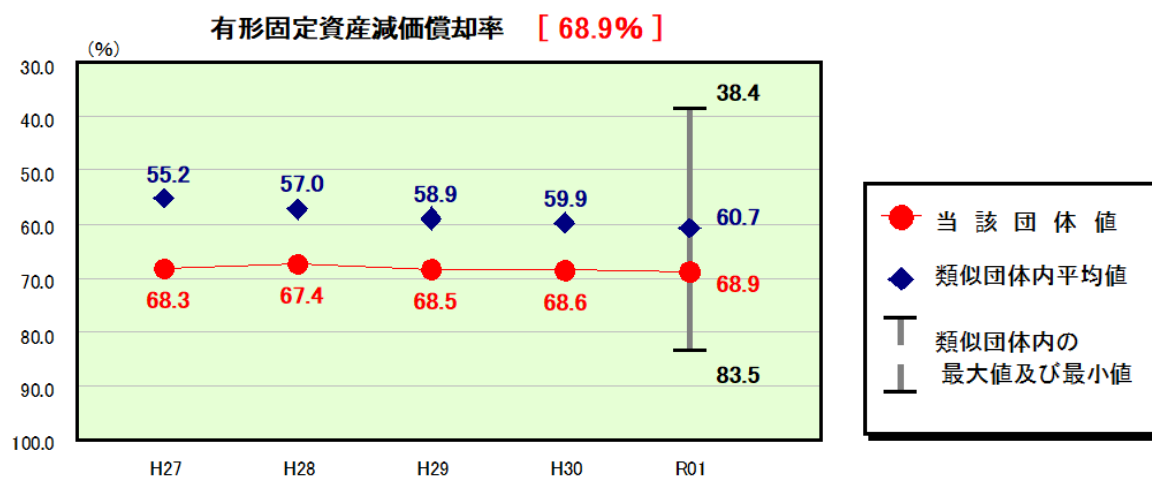
図表 2.4.4 一般会計の投資的経費平均額（平成22年度～令和2年度）



(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成27年度～令和元年）

本市では築後30年を迎える施設が約65%を占めており、公共施設の老朽化が進行していることから、有形固定資産原価償却率は類似団体より高い水準にあります。本計画を通じて公共施設等の再編による保有量の縮減、予防保全による施設の長寿命化など効率的・効果的な管理運営に取り組むことによって、上昇抑制に努めます。

図表 2.4.5 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度 財政状況資料集（岡山県）

5 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりまとめました。

(1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計 画 名	計画期間
公共 建築物	公営住宅等長寿命化計画	平成27年度～令和6年度（10年間）
	中央保育所個別施設計画	令和元年度～令和7年度（7年間）
	総社はばたき園個別施設計画	令和元年度～令和7年度（7年間）
	学校施設長寿命化計画	令和2年度～令和38年度（37年間）
	公共施設個別施設計画	令和3年度～令和12年度（10年間）
インフラ 資産	橋りょう等 ³ 長寿命化計画	令和元年度～令和5年度（5年間）
	トンネル長寿命化計画	令和元年度～令和10年度（10年間）
	舗装維持修繕計画	令和2年度～令和11年度（10年間）
	水道事業経営戦略	令和2年度～令和11年度（10年間）
	公共下水道事業経営戦略	令和3年度～令和12年度（10年間）
	農業集落排水事業経営戦略	令和3年度～令和12年度（10年間）
	特定環境保全公共下水道事業経営戦略	令和3年度～令和12年度（10年間）

※ 計画期間と更新等費用の算定期間は必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物全体

施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替や大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

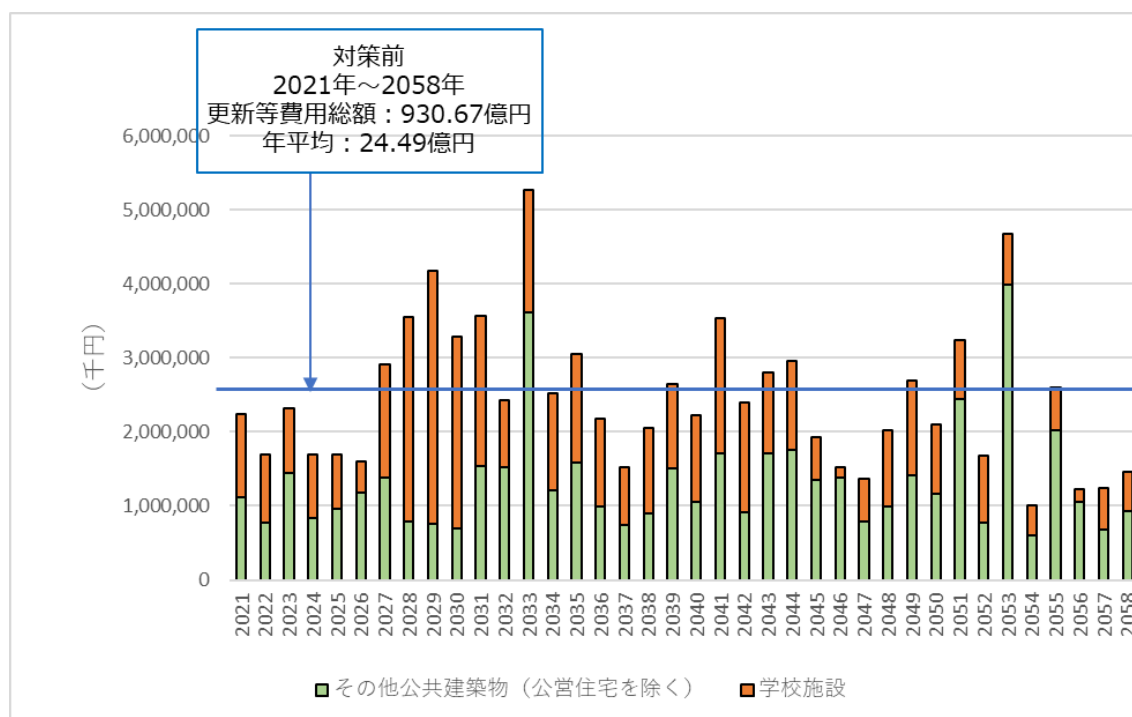
図表 2.5.2 は、公共建築物（公営住宅を除く⁴）に係る個別施設計画を基に、長寿命化等対策前の今後38年間⁵（令和3年度～令和40年度）の更新等費用の推計を示したものです。本計画の対象となる公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等に要する費用として、総額約930.67億円が必要となる見込みで、年平均で24.49億円となります。

³ 橋りょう等とは、道路橋りょう、横断歩道橋、大型カルバート、シェッドの総称。

⁴ 公営住宅長寿命化計画では、全ての住宅の対策前後の更新等費用を算定していないためこの集計から除外した。

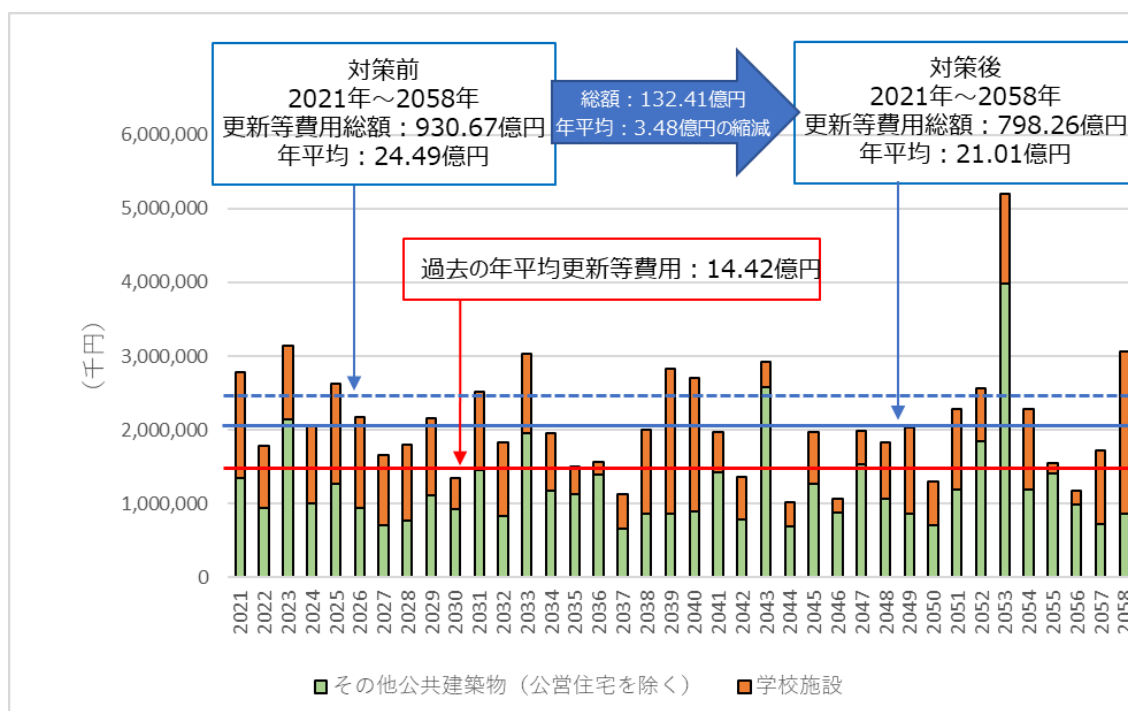
⁵ 学校長寿命化計画と公共施設個別施設計画の更新等費用の算定期間を合わすために、この期間に定めた。

図表 2.5.2 公共建築物（公営住宅を除く）の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後 38 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、長寿命化対策等を講じた場合、総額 798.26 億円になる見込みで、年平均で 21.01 億円となり、長寿命化対策前と比較して年間約 3.48 億円の縮減効果が確認できました。

図表 2.5.3 公共建築物（公営住宅を除く）の更新等費用の推計（長寿命化等対策後）



ここで、既存の公共建築物の更新等費用に充当できる財源の見込みは、過去10年間の年平均から約14.42億円（図表2.4.2の維持補修費の平均+図表2.4.4の公共建築物に係る投資的経費：公営住宅分を含む）であることから、長寿命化等の対策等を講じても年平均更新等費用約21.01億円と比較すると、約6.59億円の財源不足が予測されます。

このことを踏まえて、新たな対策の検討を行うなど、持続可能なサービスを展開するために公共施設等の更なるマネジメントを継続していきます。

(3) 公共建築物に係る個別施設計画

ア. 公営住宅長寿命化計画

公営住宅長寿命化計画では、長寿命化対策を講じる住宅について、建設時点から次回建替えまでに要するコストを算出して、住棟単位で年あたりのコスト比較を行っています（計画期間での集計はしていない）。その結果、年平均約1,816千円の長寿命化による更新等費用の縮減効果が見られました。

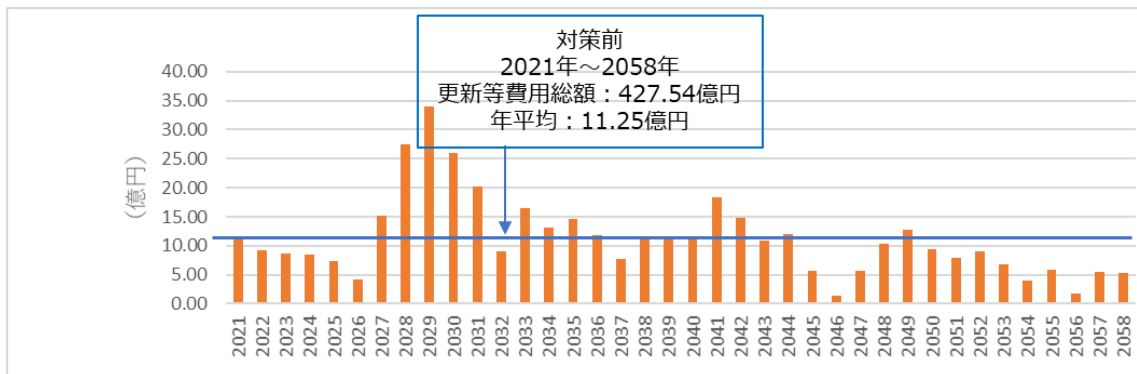
図表 2.5.4 公営住宅長寿命化効果

団地	棟番号	戸数	計画前年LCC		計画後年LCC		LCC改善効果	LCC改善効果(現在価値化)		
			使用年数	円/年	使用年数	円/年	年平均改善額 円/年・戸	累積改善額 円/戸	改善額 円	年平均改善額 円/年
諸上	A	24	50	7,098,937	70	6,569,295	22,068	516,279	12,390,696	177,010
	B	24	50	7,400,812	70	6,832,334	23,687	554,136	13,299,264	189,989
井尻野	1	12	50	3,268,165	70	3,059,825	17,362	406,169	4,874,028	69,629
三輪	1	12	50	2,785,432	70	2,637,256	12,348	288,875	3,466,500	49,521
合計		72	50	20,553,346	70	19,098,710	20,203	1,765,459	127,113,048	1,815,901

イ. 学校施設長寿命化計画

図表 2.5.5 は、学校施設長寿命化計画を基に、長寿命化等対策前の今後38年間（令和3年度～令和40年度）の更新等費用の推計⁶を示したものです。これによると施設の更新等に要する費用として、総額約427.54億円が必要となる見込みで、年平均で11.25億円となります。

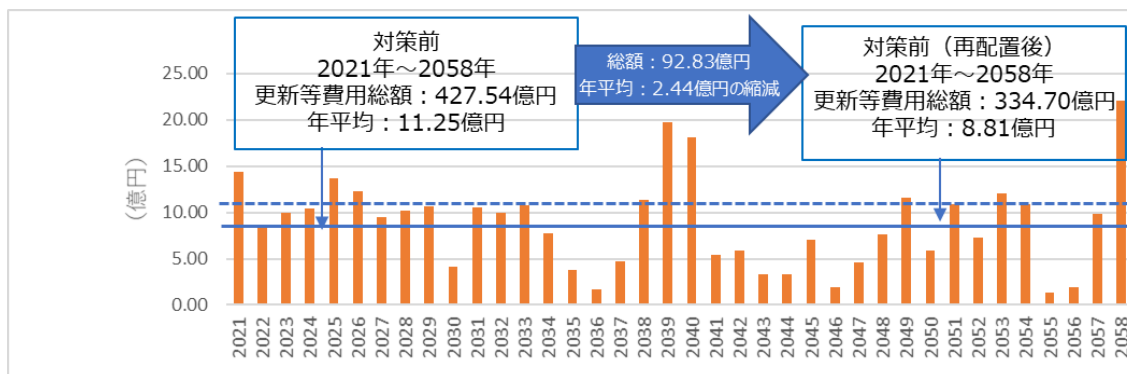
図表 2.5.5 学校施設の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



⁶ 他の施設との整合性を勘案して、光熱水費を割愛した。

図表 2.5.6 は、長寿命化等対策後の今後 38 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、長寿命化対策等を講じた場合、総額 334.70 億円になる見込みで、年平均で 8.81 億円となり、長寿命化対策前と比較して年間約 2.44 億円の縮減効果が確認できました。

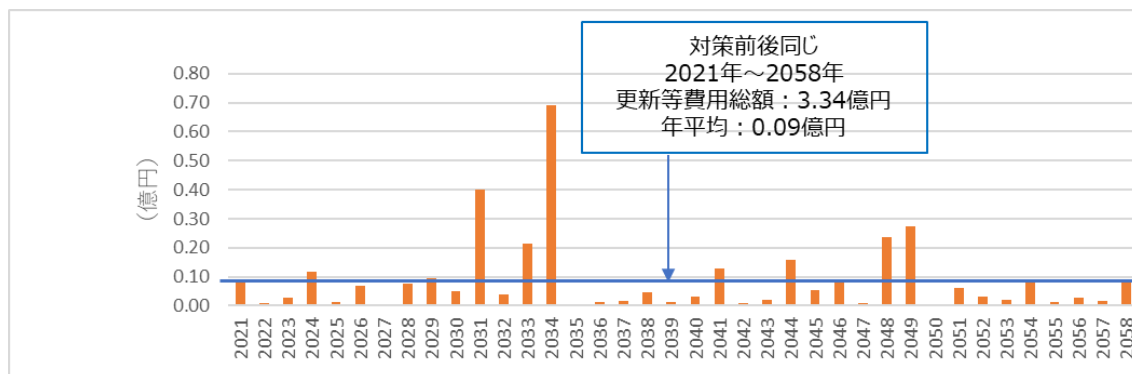
図表 2.5.6 学校施設の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



ウ. 中央保育所、総社はばたき園個別施設計画

図表 2.5.7 は、中央保育所及び総社はばたき園の個別施設計画を基に、今後 38 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、総額 3.34 億円になる見込みで、年平均で 0.09 億円となっています。

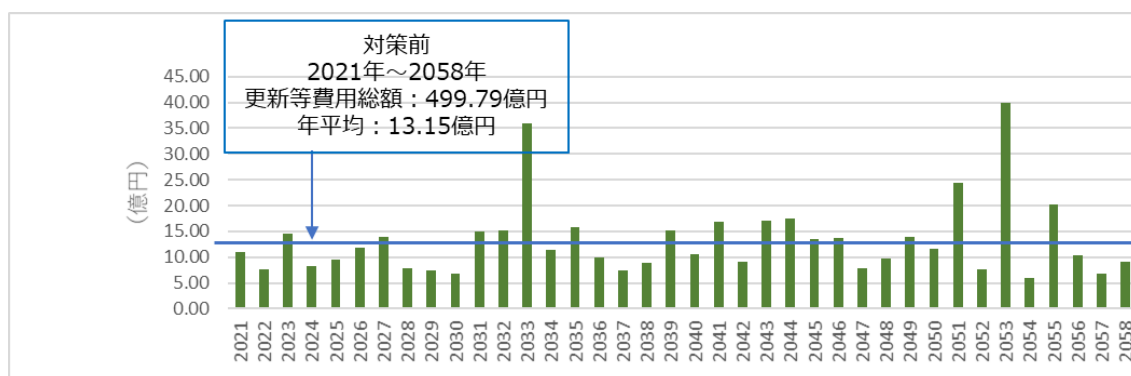
図表 2.5.7 中央保育所、総社はばたき園個別施設計画（長寿命化等対策前後同じ）



工. 公共施設個別施設計画（公営住宅、学校施設、中央保育所、総社はばたき園以外）

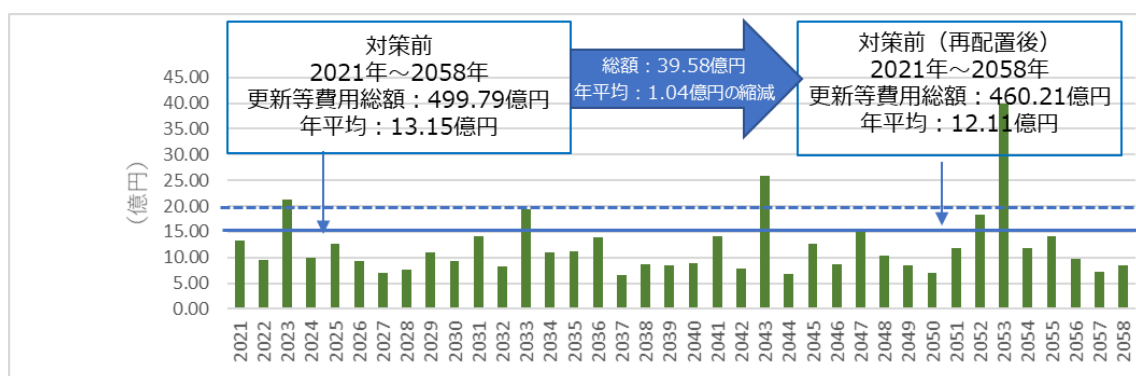
図表 2.5.8 は、公共施設個別施設計画を基に、長寿命化等対策前の今後 38 年間（令和 3 年度～令和 40 年度）の更新等費用の推計を示したものです。これによると施設の更新等に要する費用として、総額約 499.79 億円が必要となる見込みで、年平均で 13.15 億円となります。

図表 2.5.8 公共建築物の更新等費用の推計（長寿命化等対策前）



図表 2.5.9 は、長寿命化等対策後の今後 38 年間の更新等費用の推計を示したものです。これによると、長寿命化対策等を講じた場合、総額 460.21 億円になる見込みで、年平均で 12.11 億円となり、長寿命化対策前と比較して年間約 1.04 億円の縮減効果が確認できました。

図表 2.5.9 公共建築物の更新等費用の推計（長寿命化等対策後）

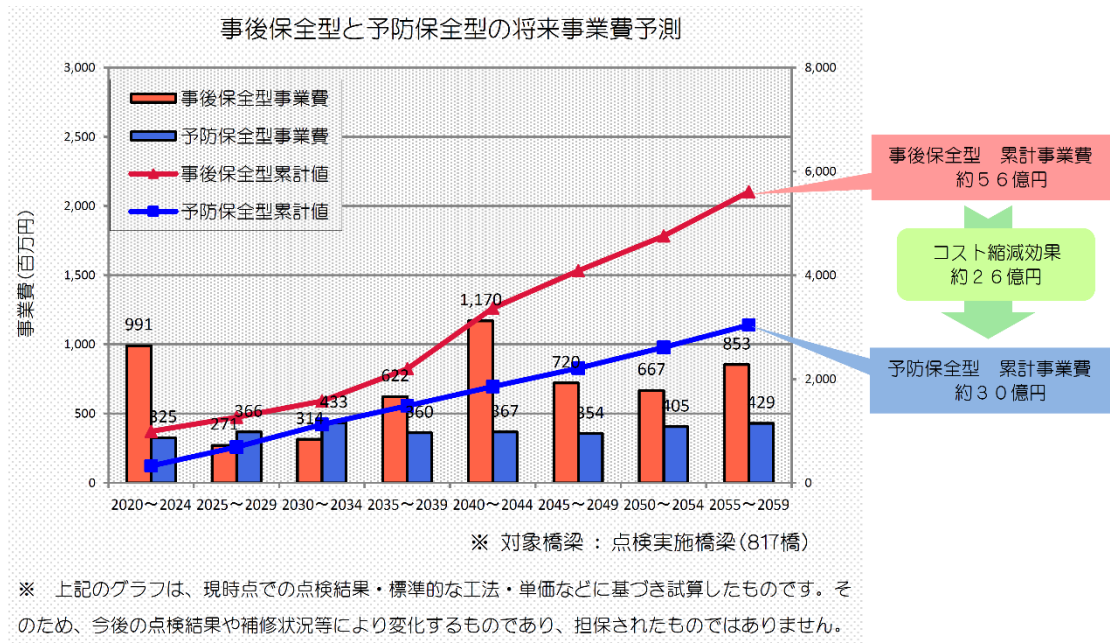


（4）インフラ資産に係る個別施設計画

ア. 橋りょう等長寿命化計画

橋りょう等長寿命化計画によると、今後 40 年間（令和 2 年度～令和 41 年度）の対策費用をシミュレーションした結果、年平均で約 3.5 千万円の対策費用が必要となりますが、従来の事後保全型の維持管理と比較すると、約 26 億円（年間約 6 千 5 百万円）のコスト縮減が見込まれるとともに、一時的なコスト増も抑制され必要予算の平準化が可能となります。

図表 2.5.10 橋りょう等の更新等費用の推計（長寿命化等対策前後）



イ. トンネル長寿命化計画

トンネル長寿命化計画によると、令和元（2019）年度の点検結果より、判定区分Ⅱ（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい）と評価された箇所がありました。このことについて予防保全的対策として約 7 百万円の予算を令和6（2024）年度に予定しています。

図表 2.5.11 トンネルの更新等費用の推計（長寿命化等対策後）

年次	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	合計	平均
	対策費						7					7

(百万円)

ウ. 舗装維持修繕計画

舗装維持修繕計画によると、オーバレイを主体とした今後 10 年間（令和 2 年度～令和 11 年度）の更新等費用（建設改良費）は、総額 3.9 億円で年間約 3 千 9 百万円となっています。

図表 2.5.12 舗装維持修繕費用の推計（長寿命化等対策後）

年次	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	合計	平均
	補修費用	33,429	42,622	38,560	40,860	42,661	36,611	40,088	39,886	37,396	40,673	392,786

(千円)

エ. 水道ビジョン

水道ビジョンによると、中長期的な財政シミュレーションの結果、今後の経営の基本方針

として今後 10 年間（令和 2 年度～令和 11 年度）の更新等費用（建設改良費）は、総額 80.2 億円で年間約 8 億円となっています。

図表 2.5.13 水道事業更新等費用

(百万円)

年次	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	合計	平均
建設改良 事業費	822	1,102	1,342	1,110	930	582	727	585	498	318	8,016	802

オ. 公共下水道事業経営戦略

公共下水道事業経営戦略によると、中長期的な財政シミュレーションの結果、今後の経営の基本方針として今後 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）の更新等費用（建設改良費）は、総額 44.0 億円で年間約 4.4 億円となっています。

図表 2.5.14 公共下水道事業更新等費用

(百万円)

年次	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	合計	平均
建設改良 事業費	493	557	507	507	426	407	407	381	357	357	4,399	440

カ. 農業集落排水事業経営戦略

農業集落排水事業経営戦略によると、中長期的な財政シミュレーションの結果、今後の経営の基本方針として今後 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）の更新等費用（建設改良費）は、総額 2.9 億円で年間約 2 千 9 百万円となっています。

図表 2.5.15 農業集落排水事業更新等費用

(百万円)

年次	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	合計	平均
建設改良 事業費	4	4	45	34	34	34	34	34	34	34	291	29

キ. 特定環境保全公共下水道事業経営戦略

特定環境保全公共下水道事業経営戦略によると、中長期的な財政シミュレーションの結果、今後の経営の基本方針として今後 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）の更新等費用（建設改良費）は、総額 5 百 28 万円で年間約 53 万円となっています。

図表 2.5.16 特定環境保全公共下水道事業更新等費用

(千円)

年次	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	合計	平均
建設改良 事業費	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528	5,280	528

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 財務

- ① 本市の財政状況は、中長期的な人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることとなります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、将来的にその総額を賄うことが必ずしも担保されているわけではありません。総量の縮減を始め長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策が喫緊の課題です。
- ③ 「特定財源の確保」としての地方債の発行、国庫支出金の活用、「基金の積立」による将来の公共施設等への投資準備、未利用地の貸付・売却などによる「財源確保」、などを効果的に組み合わせていくことが必要となっています。

(2) 品質

- ① 本市の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく進展しています。これらは、その施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

(3) 供給

- ① 本市においても、中長期的な人口減少及び少子高齢化は避けて通れない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としない「サービス提供方法の変更」などの取組が求められています。

2 公共施設等マネジメントの基本方針

本市では、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設等マネジメントの基本方針を「持続可能な財政運営」、「品質の向上」、「適正な供給管理」と定めます。

図表 3.2.1 公共施設等マネジメントの基本方針



(1) 持続可能な財政運営

■維持管理費用の適正化

- ・ 現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。
- ・ 大規模改修、更新時には省エネルギー設備等を導入し、その後の維持管理費用の縮減を図ります。

■民間活力の導入

- ・ PPP/PFI 等の手法を活用した官民の連携による施設整備や管理・運営方法を検討するなど、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。
- ・ その他ネーミングライツ（公共施設等の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと）の導入についても検討課題とします。

■未利用地の貸付・売却

- ・ 複合化や集約化・機能統合または除却等により発生した未利用地は、統合的に管理を行い、民間事業者への貸付や売却等を行い、その収益を公共施設の維持管理費用等に充当します。

(2) 品質の維持・向上

■予防保全の推進と施設の長寿命化

- ・ 日常点検や定期点検による劣化状況の把握に努めます。
- ・ 点検結果を踏まえ、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、劣化が深刻化する前の計画的な維持管理（予防保全）への転換を推進します。
- ・ 大規模改修の実施等により、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■ユニバーサルデザインの導入

- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます

■用途変更

- ・ 公共施設の用途が、設置目的と一致していないもの、または一致しなくなったものについて、従来の施設の用途を変更し、他の用途として使用する等施設と用途の最適化を図ります。

(3) 適正な供給管理

■施設総量の適正化

- ・ 市民ニーズや施設の特長、費用対効果を踏まえ、施設の廃止・複合化・多機能化等を検討し、人口減少や財政状況に対応した公共建築物の総量の適正化を図ります。
- ・ インフラ資産は、市民生活における重要度・優先度や利用状況を考慮し、中長期的な視点から適正な供給を図ります。

■機能の複合化等による効率的な施設配置

- ・ 市民サービスを行う上で必要な機能については、現状施設にこだわらず、周辺の公共施設の立地状況を踏まえ、複合化や集約化を検討します。
- ・ 効率的な施設配置の中で必要な機能を維持し、市民サービスの低下を防ぎます。

■民間活力の導入による供給方式の見直し

- ・ 民間活力の導入による供給方式の見直しを検討し、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3 目標の設定

(1) 公共建築物の管理目標について

公共建築物の管理目標は、財政的なかい離の解消とサービス水準の維持におき、公共施設等マネジメントの基本方針に則り、各個別施設計画を踏まえて施策を展開し、目標の達成状況を段階的にマネジメントします。

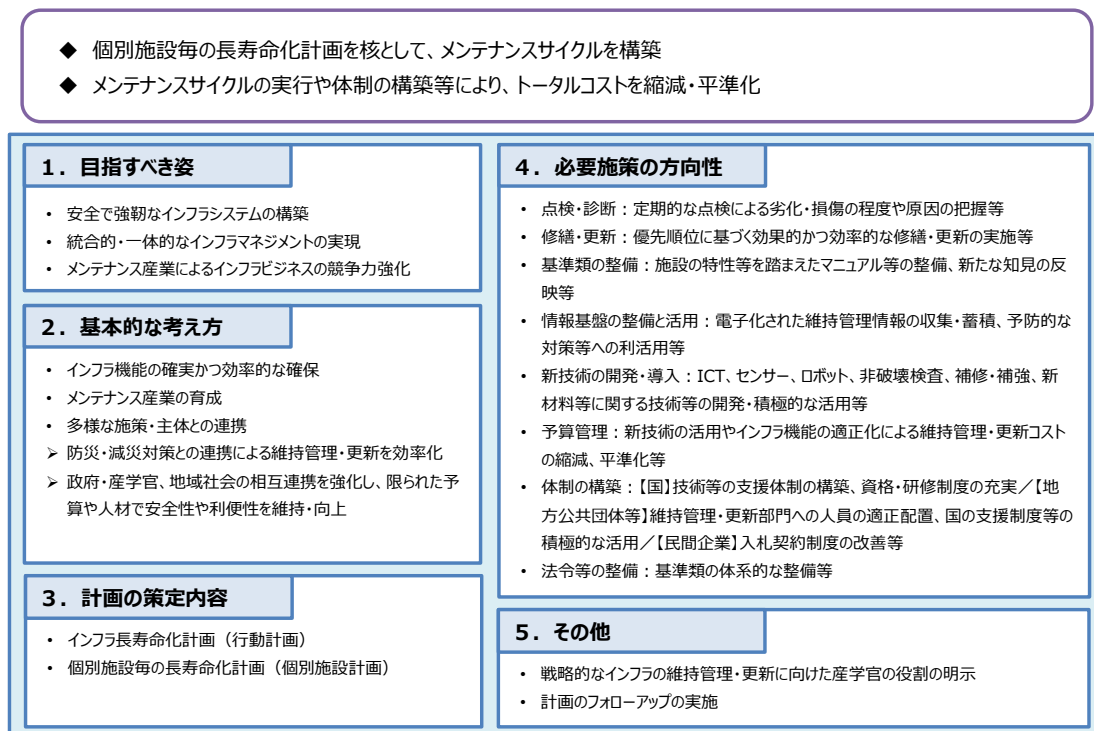
このため、統一の基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図るとともに、維持管理費及び更新等費用の精度向上を図り、財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

(2) インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、施設の集約化や複合化による統廃合は想定せず、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

本計画の計画期間である 40 年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本市においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣市町村と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組んでいきます。

図表 3.3.1 インフラ長寿命化基本計画概要



※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：平成 26（2014）年 10 月」を基に編集

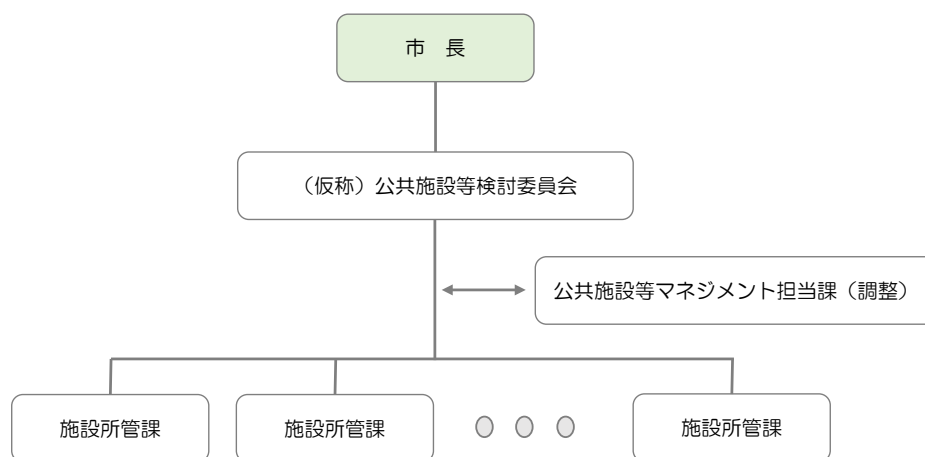
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

本計画を展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていく必要があります。このような観点から、公共施設等マネジメントに係る横断的機能を有した組織の設置を検討し、次に示すような継続的なマネジメントを行います。

- ・ 公共施設等の情報を集約し、全庁共有を図り施設所管課間での活発なコミュニケーションを促す。
- ・ 個別施設計画を全体最適に誘導するとともに全庁的な意識改革を主導する。
- ・ 広報紙、ホームページ等を通じて市民とのコミュニケーションを効果的に行う。
- ・ 国・県・近隣自治体などとも連携した取組を進める。

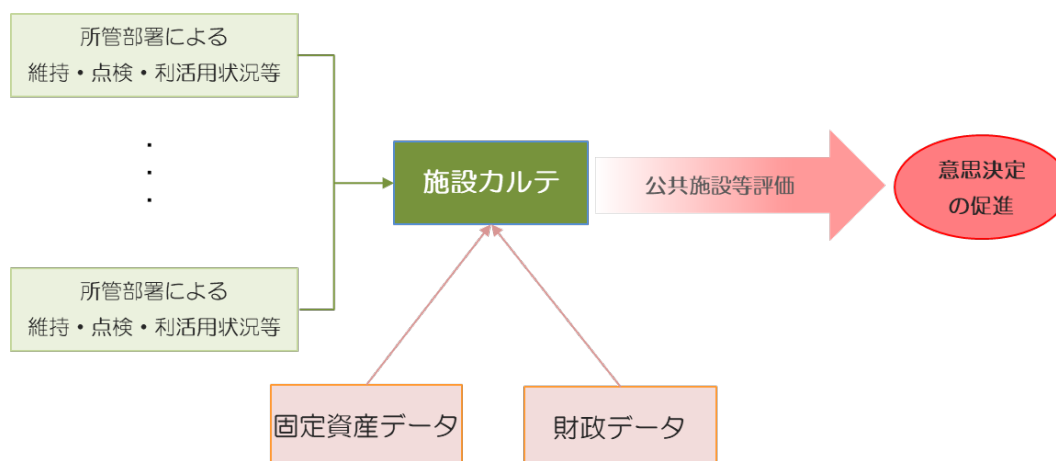
図表 3.4.1 公共施設等マネジメントの取組体制



(2) 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、施設所管課の情報を集約し、固定資産データ及び財政データとも連携して施設カルテに展開し、全庁的な意思決定を促す仕組みを創出します。

図表 3.4.2 情報管理・共有方策



5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共建築物、インフラ資産ともに定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、必要な修繕等を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺建物、住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を考慮し早期に解体、除却します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和 56（1981）年以前に建築された建物（旧耐震基準）については、計画的に耐震診断を実施し、災害時に市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設など、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の利用状況や将来のあり方を検討したうえで、当該施設の耐用年数を超えて使用することとした施設については、必要に応じて長寿命化対策を実施することとし、その目標年数は、別途、個別施設計画にて定めます。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）等の内容を踏まえ、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進に関する方針

地球温暖化対策計画（2021 年（令和 3 年）10 月 22 日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同法第 21 条第 2 項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■職員研修の実施

- ・ 職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて必要なカリキュラムを整備し、職員研修を計画的に実施します。

■関係者との合意形成のための効果的なコミュニケーションのあり方

- ・ 公共施設等のマネジメントには、行政、議会及び市民が密接に関わります。そこで、議会や市民の声から地域や公共施設等の抱える潜在的な課題やニーズを顕在化させ、必要な対応策に対して、建設的な合意形成を促すような効果的なコミュニケーションのあり方を検討します。

■適切な施設管理のために

- ・ 多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、専門的な技術力やマンパワーが不可欠です。民間が持つそうした技術力や人材の活用も視野に取り組みます。

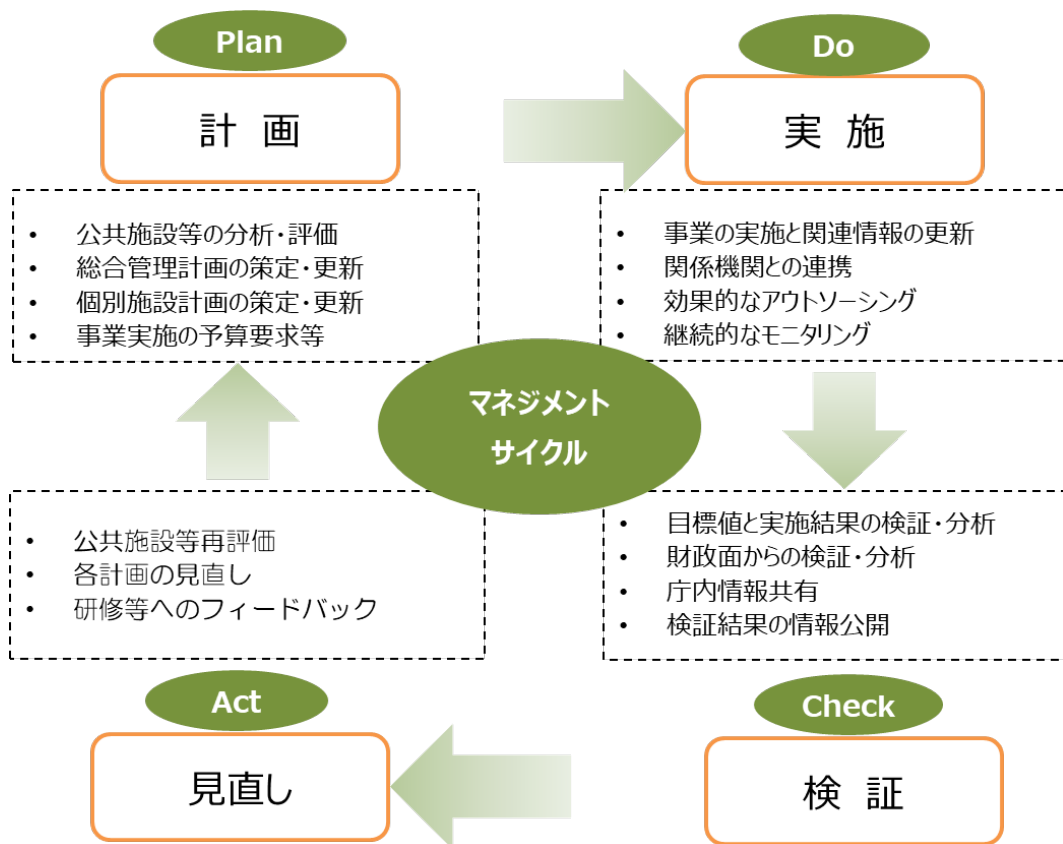
6 PDCA サイクルの推進方針

(1) マネジメントサイクルの形成

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画は40年間という長期の計画であるため、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。概ね5年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを実施します。

図表 3.6.1 総合管理計画マネジメントサイクル



(2) 本計画の検証

本計画では、公共施設等の再編における基本方針に関する評価指標を検討し定めるとともに、これらの値を通じて計画の展開をモニタリングし、その実施状況や有効性を検証します。

図表 3.6.2 評価指標例

視点	マネジメントの区分	目標値
(全体の方向性) 公共施設等マネジメント の基本方針	① 施設の再編による施設保有量の縮減（施設保有量の縮減など） ② 計画保全による施設の長寿命化 ③ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営	✓ 詳細は個別施設計画において定める
(個々の施設の在り方) 個別計画	✓ 利用者数、利用者満足度等	✓ 詳細は個別施設計画において定める

(3) 財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標等を活用し、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを検討します。

図表 3.6.3 本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	<u>健全化判断比率</u> ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	有形固定資産の減価償却率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率 公債費負担比率

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 拠点を勘案した公共建築物の再配置について

公共建築物の立地検討の際は、自治体間の広域連携や中心拠点区域、生活拠点区域ごとに施設の集約を勘案した再編を検討します。

このことに加え、災害のリスクを減らすソフト対策とインフラの強靱化等によるハード対策を行い、災害から守る減災・防災まちづくりを進めます。

2 公共建築物について

全ての公共建築物について、今ある施設は、適切な点検・診断等及び耐震化を含む維持管理・修繕を実施し、大切に使用します。

また、建替え時期が到来した段階では、その施設の評価（建物、コスト、公共サービス）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、施設の除却（廃止・解体等を含む）も含めた再編の実施を行います。

（1）市民文化系施設

主な施設	市民文化系施設には、公民館、集会所などの集会施設が44施設、100棟あるほか、市民会館、文化館などの文化施設が3施設、7棟あり、これらの総延床面積は25,438㎡となっています。
基本方針	内容
持続可能な財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。指定管理制度等によるサービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の維持・向上	施設の長寿命化を図ります。設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。
供給の適正化	周辺の同様の機能の建物や集会機能を兼ねることができる建物等を活用しつつ、統廃合を図り、数量を削減します。機能の代替ができない施設は、床面積の削減、施設の複合化・多機能化を検討した上で、建替えを行います。集会所については、地元への移譲を検討します。

(2) 社会教育系施設

主な施設	社会教育系施設には、図書館のほか、学習の館、郷土館などの博物館等が 8 施設、19 棟あり、これらの総延床面積は 5,936 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 指定管理制度等によるサービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。 稼働率の向上、提供サービスの向上について検討します。
供給の適正化	他の公共サービスを提供する施設との集約化や複合化などによる供給量の縮減を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

主な施設	スポーツ・レクリエーション系施設には、体育館、武道館などのスポーツ施設が6施設、29棟あるほか、観光センター、もてなしの館などのレクリエーション・観光施設が19施設、35棟あり、これらの総延床面積は22,803 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	中長期的な施設の統廃合による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 指定管理制度等によるサービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。 稼働率の向上、提供サービスの向上について検討します。
供給の適正化	現状として機能を代替することができないものについては、数量は現状維持としますが、スポーツ施設を利用する年齢層も変わることが想定され、また、新たな競技の創出などにより施設の利用形態が変わることも考えられることから、これらの動向をみながら、集約化や複合化などの検討を行います。

(4) 学校教育系施設

主な施設	学校教育系施設には、小学校、中学校が 19 施設、130 棟あるほか、給食共同調理場があり、これらの総延床面積は 90,220 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
供給の適正化	近年の児童生徒数は横ばい状態にあることから、学校教育施設等の適正な規模を維持しつつ、教育の質を見据えた施設のあり方や体育館、プール等についてはスポーツ施設との集約化・複合化などについても検討していくことが必要です。

(5) 子育て支援施設

主な施設	子育て支援施設には、幼稚園、保育所、こども園が 20 施設、44 棟あるほか、親子ふれあいプラザ、放課後児童クラブ施設などの幼児・児童施設が 12 施設、14 棟あり、これらの総延床面積は 16,476 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。 子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
供給の適正化	今後は、子どもの預かり時間の延長や対象年齢の拡充など、より自由度の高い子育て支援を行うという観点から民営化などの検討を行いつつ供給の適正化を図ります。

(6) 保健・福祉施設

主な施設	保健・福祉施設には、清梁園、山手福祉センターなどの高齢者福祉施設が 10 施設、19 棟あるほか、福祉作業所、保健センターなどがあります。また、共同福祉施設、ふれあいセンターなどのその他社会福祉施設が 4 施設、8 棟あり、これらの総延床面積は 13,029 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。 市民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
供給の適正化	今後は更なる高齢化が進むと考えられることから、中長期の需要等を勘案しながら施設利用者との協議の上、統合化や民営化等にむけた検討を行います。

(7) 行政系施設

主な施設	行政系施設には、庁舎等が 6 施設、26 棟、消防施設が 83 施設、90 棟などのほか、水防倉庫などのその他行政系施設が 4 施設、4 棟あり、これらの総延床面積は 16,064 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。 設備の更新にあたっては省エネ機器への転換を図ります。
供給の適正化	庁舎等については、行政サービスの拠点施設であるため、現状を維持することを原則としますが、行政サービスを低下させずに、他施設との複合的な利用を推進し、延床面積を削減することを検討します。

(8) 農業系施設

主な施設	農業系施設には、農業施設が 11 施設、19 棟あるほか、農業水利施設が 37 施設、37 棟あり、これらの総延床面積は 2,346 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。
品質の維持・向上	施設の長寿命化を図ります。
供給の適正化	施設の利用状況を踏まえ、現状を維持します。

(9) 公営住宅

主な施設	公営住宅には、16 施設、96 棟の施設があり、これらの総延床面積は 17,247 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。
品質の維持・向上	長寿命化や改修を実施し、居住の安定と質の向上を図ります。
供給の適正化	令和 3（2021）年度から実施する集約化事業等を通じて、総量の適正化を図ります。

(10) 公園

主な施設	公園には、常盤公園備蓄倉庫棟、砂川公園管理棟など、28 施設、43 棟の施設があり、これらの総延床面積は 1,267 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な財政運営	供給の適正化による総量管理や長寿命化による全体コストの縮減を図ります。
品質の維持・向上	利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行います。
供給の適正化	便所、倉庫については、利用状況を勘案し、建替えの際に延床面積を削減することを検討します。

(11) 供給処理施設

主な施設	供給処理施設には一般廃棄物最終処分場施設があり、これらの総延床面積は832 m ² となっています。
基本方針	内容
持続可能な 財政運営	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。
品質の 維持・向上	施設の長寿命化を図ります。
供給の適正化	施設の利用状況を踏まえ、現状を維持します。

3 インフラ資産について

インフラ資産については、総量を削減することは現実的ではないため、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を策定・改訂し、安全・安心の確保と経費の縮減を進めます。

インフラ資産のうち橋りょう等及びトンネルについては、長寿命化計画を踏まえて従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、将来的な財政の負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図ることに取り組んでいます。

上下水道については、公営企業経営戦略の策定を通じて収支見通しを明らかにし、施設の長寿命化を含む維持管理コストの縮減に取り組めます。

第5章 計画の推進に向けて

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本理念及び基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

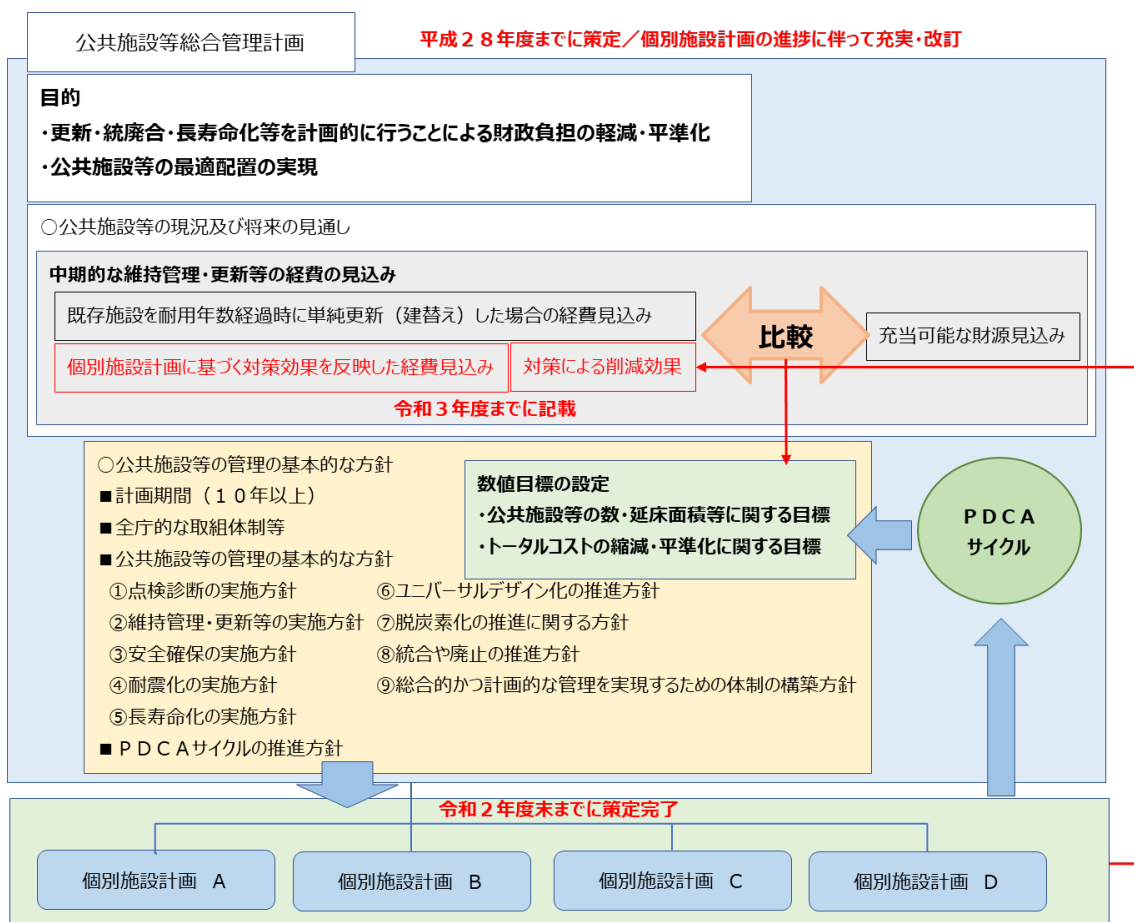
今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



用語の解説

【い】

■依存財源

国や県（市町村の場合）により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

■一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金を加算した額をいう。

■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

■インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【き】

■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費に含まれるが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

【け】

■減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その用途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

■資本的収支

企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還等の支出とその財源になる収入をいいます。

【た】

■耐用年数

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国税の所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を原資として国から交付されるもの。

■地方債

地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れのこと。

■長寿命化

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処理を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【と】

■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものにと支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

■特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが特別会計として設けられている。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

■普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新増築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【よ】

■予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ライフサイクルコスト

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

【り】

■リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に教務の改善を実施していく。

■PFI（Private Finance Initiative の略）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

■PPP（Public Private Partnership の略）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。